（伝送主シンボル）

第二十四条の四　伝送主シンボルは、階層（第十二条に規定する階層をいう。以下この条において同じ。）ごとに分割された伝送主信号について、それぞれ四相位相変調又は十六値直交振幅変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されたシンボルとし、階層合成、時間インターリーブ及び周波数インターリーブによりデータセグメントを構成するものとする。

（映像信号の符号化）

第二十四条の五　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものとし、その映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、別表第二十六号に示す最大フレーム周波数、画面の横と縦の比並びに映像の輝度信号及び色差信号の画素数のとおり行うものとする。

3　第四条第一項の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送には適用しない。

（映像信号）

第二十四条の六　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、八桁の二進数字によって量子化を行うものとする。

（準用規定）

第二十四条の七　第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条並びに第二十二条の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送について準用する。この場合において、第二十二条第二項及び第三項中「セグメント番号０」とあるのは、「一セグメント形式のＯＦＤＭフレーム又は三セグメント形式のＯＦＤＭフレームのセグメント番号０」と読み替えるものとする。

第六十六条、第八十一条及び第八十四条中「第三十条第一項」を「第二十四条の五第一項」に改める。

別表第五号注中「又は別表第十六号」を「、別表第十六号又は別表第二十四号」に改める。

別表第九号中「又は別表第十六号」を「、別表第十六号又は別表第二十四号」に、「（$(n_d+n_s=N)$ ただし、Ｎは地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送については、１セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は１、３セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は３とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送については、１セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は１、13セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は13とする。）」を「（$(n_d+n_s=N)$ ただし、Ｎは、１セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は１、３セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は３、13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム及び第20条に規定するＯＦＤＭフレームの場合は13とする。）」に改める。

別表第十号別記2注2中「地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送については、」を削り、「とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送については$N_{s1}+N_{s2}+N_{s3}=13$、セグメント連結伝送放送については、１セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は$N_{s1}=1$、$N_{s2}=0$及び$N_{s3}=0$、13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム」を「、13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム及び第20条に規定するＯＦＤＭフレーム」に改める。

別表第十四号注１(1)中「地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送及びセグメント連結伝送放送であって」を削り、「１セグメント形式のＯＦＤＭフレーム」の次に「及び３セグメント形式のＯＦＤＭフレーム」を加え、同注(2)中「地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送及びセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム及び第20条に規定するＯＦＤＭフレームによるもの」を「13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム及び第20条に規定するＯＦＤＭフレームによるもの」に改める。

別表第十五号１注中「地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送又はセグメント連結伝送放送であって」及び「地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送」を削り、「13セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送又はセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム」を「13セグメント形式は13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム及び第20条に規定するＯＦＤＭフレーム」に改め、同表２注２中「地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送又はセグメント連結伝送放送における」及び「地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送における」を削り、「地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送又はセグメント連結伝送放送における13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム」を「13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム及び第20条に規定するＯＦＤＭフレーム」に改める。

別表第二十二号中「ＵＬＥパケットの構成（」の次に「第24条の３第１項第３号及び」を加える。

別表第二十六号中「第30条第２項」を「第24条の５第２項」に改める。

別表第六十九号中「第31条第１項」を「第24条の６第１項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百三十六条第１項の規定に基づき、衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第三十条第１項」を「第二十四条の五第１項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百三十六条第１項の規定に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「のうち、地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送に係る」を「第三章に定める」に改め、同条第十二号及び第十三号中「規定する衛星基幹放送局に係る」を「定める」に改める。

第九条中「行う地上基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加える。

第十三条中「行う放送局」を「行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。